

草津町街なみ環境整備事業補助金交付要綱

(目的)

第一条 この要綱は、街なみ環境整備事業制度要綱(平成五年四月一日建設省住整発第二十七号。以下「制度要綱」という。)に基づき、温泉情緒あふれる地域の特性を活かした美しい街なみの形成と良好な住環境の整備を図るために、住民等の行う修景整備等に対し、この要綱の定めるところにより補助金を交付することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 街なみ整備助成事業 制度要綱第二第十号に規定する街なみ整備助成事業をいう。
- 二 街なみ環境整備促進区域 制度要綱第二第十一号に規定する街なみ環境整備促進区域をいう。
- 三 協議会 制度要綱第二第十四号に規定する協議会をいう。
- 四 景観重要建造物 制度要綱第二第二十一号に規定する景観重要建造物をいう。
- 五 街なみ環境整備方針 制度要綱第六に規定する街なみ環境整備方針をいう。
- 六 景観まちづくり協定 制度要綱第八第一項の規定により町長が承認したまちづくり協定をいう。

(補助金交付の対象地区)

第三条 補助金交付の対象地区は別図のとおりとする。

(補助金交付の対象者)

第四条 補助金交付の対象者は、景観まちづくり協定に同意している者で、同協定及び街なみ環境整備方針に適合する修景整備等を実施する者とする。

(補助金の額)

第五条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとし、補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、別表に掲げる額の範囲内において、町長の決定した額とする。ただし、補助金は、補助に要する費用の二分の一、又は、事業に要する費用の三分の一のいずれか低い額とし、その合計額に一、〇〇〇円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 町長が特に必要があると認める修景整備等に係る補助金の額等は、前項の規定にかかわらず別に定めることができる。

(補助金の交付申請)

第六条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、街なみ環境整備事業補助金交付申請書(様式第一号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、修景整備等に着手する日の一月前までに町長に提出しなければならない。

- 一 工事見積書
- 二 設計図書又は内訳書
- 三 現況写真
- 四 その他町長が必要と認める書類等

(補助金の交付決定)

第七条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、景観まちづくり協定及び街なみ環境整備方針に適合し、補助金を交付すべきと決定したときは、申請者に対し街なみ環境整備事業補助金交付決定通知書(様式第二号)により通知するものとする。

2 町長は、前項に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ協議会の意見を聴くものとする。

(補助金交付の条件)

第八条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付することができる。

(事業の実施)

第九条 申請者は、補助金の交付決定後に修景整備等に着手するものとし、条件が付された場合は、それを遵守しなければならない。

(事業の変更又は中止)

第十条 申請者は、補助金交付決定後に修景整備等の内容の変更又は中止をしようとするときは、速やかに街なみ環境整備事業内容変更申請書(様式第三号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第十一条 申請者は、修景整備等が完了したときは、街なみ環境整備事業補助金実績報告書(様式第四号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第十二条 町長は、実績報告の内容を確認し、補助金の額を確定したら遅滞なく街なみ環境整備事業補助金額決定書（様式第五号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第十三条 町長は、実績が確認できないとき又は申請内容と実績が相違しているときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（補助金の支払）

第十四条 申請者は、補助金の額の決定を受けたら、街なみ環境整備事業補助金交付請求書（様式第六号）により補助金を請求できるものとする。

2 町長は、前項の補助金交付請求書の提出のあった日から三十日以内に補助金を支払うものとする。

（補助対象の適正管理）

第十五条 補助の対象となった建築物、建築設備、屋外広告物、工作物等（以下「建築物等」という。）について権利を有する者は、当該建築物等の適正管理に努めなければならない。

（補助対象の保守期限）

第十六条 補助の対象となった建築物等の保守期限は、建築物（補助対象部分）は十年間、建築設備、外構等は五年間とする。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

（補助金の返還）

第十七条 町長は、第十五条又は前条の規定に適合していないと認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任事項）

第十六条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

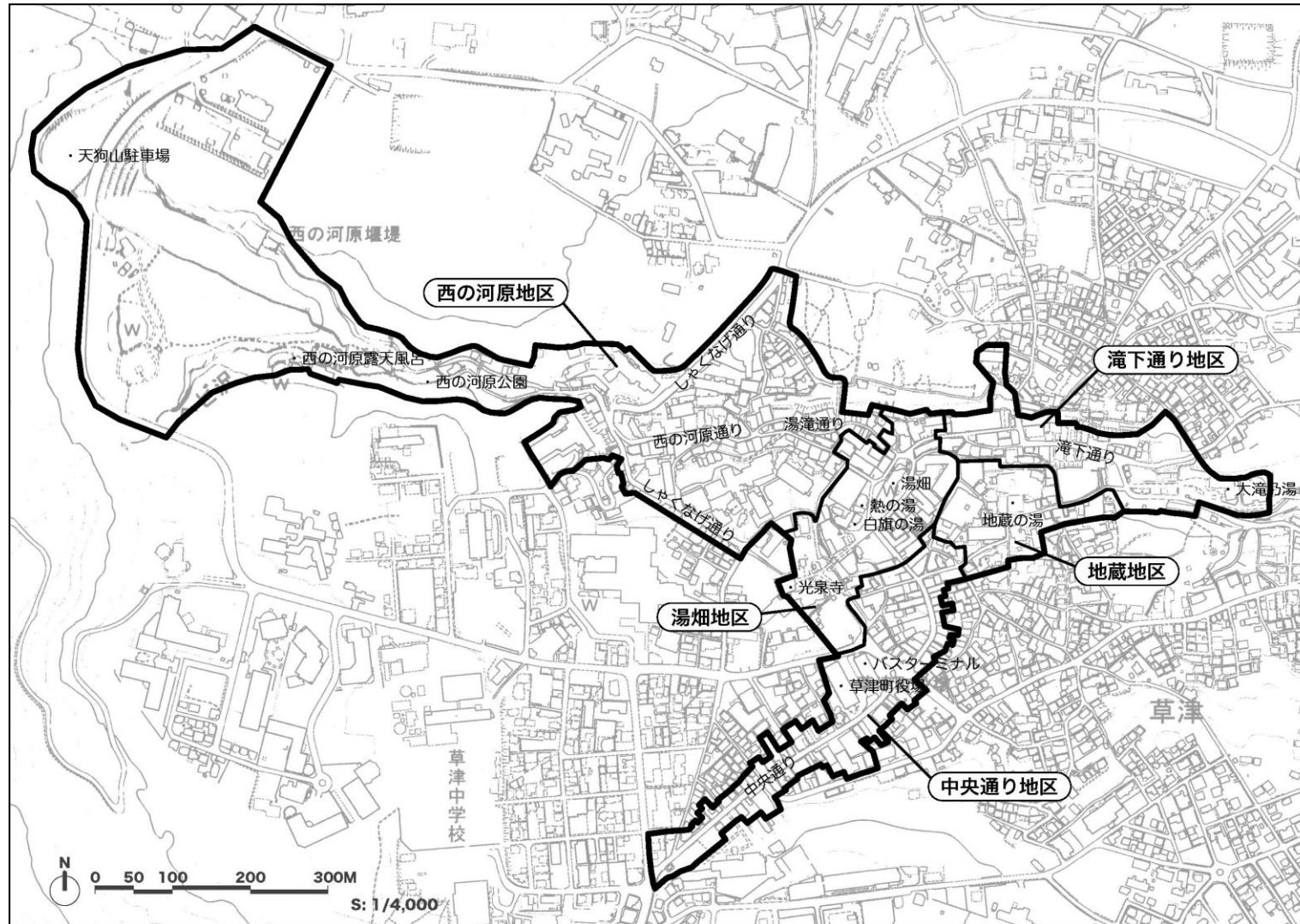
附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成二十三年十二月十二日から施行する。

別図（第三条関係）

1. 補助金交付の対象地区



別表（第五条関係）

1. 補助対象経費

| 補助対象経費 | | 補助率 | 補助限度額 |
|-------------|---|--|-------|
| 一般建築物修景費 | 建築物（下記の景観重要建造物等を除く。）の新築、増築、改築、修繕等に係る工事費のうち外観に係る経費及び外観における色彩の修景費（下記2.表参照） | 三分の二以内（ただし、町の補助に要する費用の二分の一若しくは事業者が事業に要する費用の三分の一のいずれか低い額とする。） | 二〇〇万円 |
| 景観重要建造物等修景費 | 景観重要建造物や景観的に重要な立地にある角地の建築物など、街なみ環境の改善に大きく貢献すると町長が認めた建築物の新築、増築、改築、修繕等に係る工事費のうち外観に係る経費及び外観における色彩の修景費（下記4.表参照） | | 四〇〇万円 |
| 建築設備等修景費 | 建築物の屋外に露出し、景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、屋外広告物等の除去、隠ぺい又は改善に係る工事費 | | 五〇万円 |
| 外構修景費 | 広場や道路に面する部分の塀・柵・生け垣や、植栽等の整備に要する工事費 | | 五〇万円 |
| 建築設計費 | 建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）。ただし、標準的な仕様による工事に要する費用に国の定める建築設計料率を乗じて得た額を限度とする。（修景の対象となる建築物等の建築設計費全体を補助対象とする。）（下記3.表参照） | | 一〇〇万円 |
| その他 | 街なみ環境の改善に貢献すると特に町長が認めた修景整備等に要する経費 | | 五〇万円 |

2. 建築物修景費の補助対象範囲

| 補助対象範囲 | |
|--------|--|
| 外壁 | まちづくり協定で定められた自然素材等を用いて行うものが対象で、補助範囲は、道路に面した壁面とし、補助対象経費は、下地を含む外壁仕上げ材及びその施工費とする。但し、一般的な修繕と認められる場合には補助の対象とならない。 |
| 建具 | まちづくり協定で定められた自然素材を用いて行うものが対象で、補助の範囲は、道路に面している壁面全面の開口部に、窓枠として格子や庇、木製サッシ等を設置する場合や室外機、オイルタンク及びゴミ置き場などの隠ぺい等を施工する場合若しくは看板類の除去や自然素材を用いた看板類の新設等の材料費及びその施工費等とする。但し、一部塗装など一般的な修繕と認められる場合には対象としない。 |
| 屋根 | まちづくり協定で定められた勾配屋根の施工を行う場合で、対象範囲は、屋根全面とし、補助対象経費は、板葺き又は瓦の材料費とその施工費とする。但し、一般的な塗装の塗り替えや鋼板などによる屋根工事については、修繕と認められる場合においては、補助の対象としない。 |

3. 建築設計費の補助対象範囲

| | |
|----|--|
| 設計 | 対象範囲は、デザイン設計及び建築設計の費用とし、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者とする。但し、町長が必要と認めた場合にはこの限りでない。 |
|----|--|

4. 景観重要建造物等修景費の補助対象範囲

| | |
|----------|---------------------------|
| 景観重要建造物等 | 景観重要建造物の移転、修繕等に要する施工費とする。 |
|----------|---------------------------|